

平成28年12月甲良町議会定例会会議録

平成28年12月12日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第54号 甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 第3 議案第55号 甲良町第三者調査委員会設置条例
- 第4 議案第56号 甲良町特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第57号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議案第58号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第59号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第60号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第61号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 意見書第5号 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書（案）
- 第11 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長 北川豊昭 教育長 橋本悟

総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
総務課参事	宮川哲郎	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
企画監理課長	中川雅博	建設水道課長	北坂仁
保健福祉課長	小林千春	人権課長	陌間守
税務課参事	中川初美	会計管理者	寺川貴代美
税務課参事	上田和光	呉竹センター館長	山田光義

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時02分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年12月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 岡田議員および2番 田中議員を指名します。

次に日程第2 議案第54号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 西澤です。農業委員会の公選制が次期から廃止されることに伴い、全協にて議論されたように、住民、とりわけ農家の合意形成が進むよう、新制度に適合した枠組み、諸規定などの提示を速やかに行うことが求められています。そしてこの公選制が廃止されたことは、安倍内閣のTPP協定の強行と併せ、日本農業・地域農業の壊しや、まやかしの農協改革の一環で強行されたものであります。地域農業の振興にあたっては、より丁寧に農業者の声に寄り添う農業政策、運営が求められることを提起して、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第3 議案第55号を議題とします。本案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

阪東委員長。

○阪東総務民生常任委員長 総務民生常任委員会の審査報告書を、朗読をもって報告します。

甲良町議会議長 木村修様。

総務民生常任委員会委員長 阪東佐智男。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

事件の番号、議案第55号。件名、甲良町第三者調査委員会設置条例。審査結果、原案可決。

2、審査経過。

議案第55号 甲良町第三者調査委員会設置条例。

町が第三者委員会の調査解明に向け、全面的な協力をすることを条例に明記すべきと思うがとの問いに、条例には明記しないが、規則の中で規定するとのことであった。

選任された調査委員会の委員の守秘義務はとの問いに、条例には明記しないが、規則の中で規定するとのことであった。

調査委員会の委員は、外部の者で、利害関係のない者を選任すべきと思うがとの問いに、委員については、滋賀弁護士会に適任者を依頼するもので、今回の事案に精通した方で、利害関係のない方を選任するとのことであった。

調査解明に向け、条例公布後は、速やかに委員の選任をし、調査委員会の審議を開始できるよう努力することとの意見があった。

その他にもいろいろ質疑があった。

以上です。

○木村議長 総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第55号 甲良町第三者調査委員会設置条例について、討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 近々の甲良町の行政の中で一番大きな問題、これが税金着服の問題だと私は思っております。この中で、この第三者委員会設置、そしてその後規則、規則に関しては、まだ提案というところですが、審議されました。今後、早急に第三者委員会を通じて、この問題が解決されることを願って、賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。賛成討論させていただきます。

税を着服するという、それも長年にわたって着服していたという、甲良町にとっては前例のない事件でございました。告発もされました。それで追加告訴もできるということに、司法ではなりましたが、全面解決をめざして、第三者委員会で鋭意努力していただくということをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。11月29日の告訴は、刑事責任を問う上でも、また事件の全容解明、原因や背景などを検証する上でも、わずかながらも1つの扉を開いたと思います。同時に、未解明、闇の部分が多くあり、事件の真相を覆い隠そうとする動きも感じられます。

現時点で、この事件にかかわる不自然で矛盾すると指摘できる事項を列挙しますと、1つは、10カ月もかけてわずか3件、246万円の告訴額であること。2つ目に、8月に発表された818件中、領収証219件の裏づけができたとした件数と比べても少な過ぎること。3つ目に、告訴事実の3件は、192戸分の領収証の発表以前のものであったこと。4つ目に、2月時点で、町長が説明していた両センターを小島が集金していたという約600万円と、大口納税者の約150万円の合計にもおよばない金額であること、5つ目に、数年にもおよぶ横領を見抜けなかった説明。会計室に持って行く振りをしてたまされたというものでありますが、これは到底納得できないこと。6つ目に、当初少額で告訴すれば、追加告訴ができないと、幾度も説明していたことが明らかに崩れていること。7つ目に、何よりも数年の間、小島の着服が発見されなかったのか、など、闇の部分が多く残されています。

私は重大な疑惑に包まれていると表現しても過言ではないと考えます。だからこそ、町長から独立した調査機関の設置がぜひとも必要です。第三者機関が設置される機会に述べておきたいと思います。一般質問など、議会の審議を通じて浮かび上がってきたことは、この横領事件の温床となった、行政事務管理のずさんさは、小島が着任している期間だけではなく、長年のあしき習慣として、庁舎内にはびこっているものと考えられます。幹部職員をはじめ、全ての職員が自治法に基づく全体の奉仕者の理念にそぐわないしきたりや行政運営をみずから真摯に見直してただしていただきたいと、切に願わざるを得ません。以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第4 議案第56号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 西澤です。町長の特別職期末手当分は、独自判断で増額しないことについて、当然だと思います。同時に、告訴の区切りがつけられた時点で、みずからの処分は決めたいと、小島が懲戒処分を受けた会見のときに表明されていきました。このことから、みずからへの戒めを速やかに示すべきだと思いますし、告訴にあたっての町長見解をぜひとも全町民に知らせていただきたい。同時に、全町民だけではなく、これは全国に向けても報道がありました。そういう点でも、甲良町の発信をしていこう、まちづくりや、それから人口の減少に対策をしていこうとするときですから、こういう点で解決をしていく流れも中であるんだということ、メッセージをぜひ送っていただきたいことを申し述べて、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第5 議案第57号を議題とします。本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 当初予算ではなく、補正予算の範囲というわけですが、甲良町が直面し、切実な課題にどのように向き合うのか、来年度を展望する上でも、大切な節を迎えていると思います。その課題の1番目は、何ととっても、人

口の著しい減少問題だと思えます。ところが、現町政は過去にも、そして総合戦略を提案する上でも、実施した住民の意識調査を酌み取っていないのではないかと考えざるを得ません。1つは、躍進するせせらぎ遊園のまちづくりを掲げて、今日に至って、設備や施設、公園、親水施設などは、個々に取り組まれてきました。

しかし、人口の流出は逆に加速したことを、現実として重く受けとめねばならないと思えます。その要因には、さまざまな問題があるかと思えます。過去に取り組んできたことをタブー視することなく、町民的議論が必要だと思えます。甲良町では、同和対策事業の前進面とゆがみ、その公正な後始末は欠くことができない課題だと思えます。その角度から見ると、地方創生、今回盛り込まれた事業であります。地方創生推進事業は、国が地方の人々の暮らし、地域農業、地元中小建設業者の営業などを立ちゆかなくさせている問題にメスを入れないうままに進めようとしていることに、真の地方創生と矛盾することを抱えていると思えます。例えば、子ども医療費無料化も、そして保育料無料化も、国の制度として充実するなど、人々の暮らし、子育て応援、農業応援の予算を中心に切りかえねばなりません。今回の補正予算は、町民の要望を一定反映したものでありますから、さっき述べた人口減少対策に対応した事業の充実を進めていただきたいことを申し添えて、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第6 議案第58号を議題とします。本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第7 議案第59号を議題とします。本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第8 議案第60号を議題とします。本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険事業については、厚労省は国民負担のさらなる負担増額と、利用制限を狙っています。当初、叫ばれました介護の社会化から逆行して、自己責任の強化だけではなく、保険料を徴収しながら、従来の保険適用から閉め出す狙いを続けています。甲良町にあっては、来年度予算事業の中で、利用者の負担軽減、利便性の向上に十分に配慮されることを強く要請をして、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第9 議案第61号を議題とします。本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第10 意見書第5号を議題とします。議案を朗読させます。局長。

○陌間事務局長 意見書第5号 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成28年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員 西川議員。同じく山田裕康議員です。

○木村議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。西澤議員。

○西澤議員 請願の折には賛成多数としていただきまして、本当にありがとうございます。請願書の文案と変わりません。ただ、意見書の形に整理をしたものになりましたので、よろしく願います。それでは、文案を読ませていただきます。

原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書(案)。

福島原発事故から5年8カ月がたちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのために、全国で14万1,000人、復興庁の調べです、の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人、福島県から155人の方が避難しておられます。

これまで、避難指示がなく避難した「区域外避難者」への支援は、無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件にかかわらず、この支援を2017年3月に打ち切ろうとしています。

さらに、昨年6月、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、

川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除しました。日本の法律が公衆の通常の年間線量限度を1ミリシーベルトに定めているにもかかわらずです。解除されても帰還できない人たちは、区域外避難者になり、無償住宅支援は打ち切られます。

無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。

事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に「被爆か貧困か」を迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り安心して避難生活を続けるためには、無償の住宅提供を続けることが必要です。

私たち甲良町の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を抱えており、今の避難者の苦悩を他人事のように考えることはできません。原発に対する賛成・反対を超えて、人道的立場から避難者を支援することが重要だと考えます。

よって、政府と福島県に対し下記の事項を要請します。

記

住民の思いを重く受け止め、2017年3月以降も広域避難者への無償住宅支援を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月12日。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、そして福島県知事であります。

甲良町議会議長 木村修となっています。

どうぞ、皆様のご賛同、よろしくご願ひ申し上げまして、提案説明をさせていただきます。ありがとうございます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第5号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願ひます。

起立多数です。

よって、意見書第5号は可決されました。

次に、日程第11 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

12月5日開会の12月定例会、本日12日で閉会を迎えました。

今回の12月定例会には、13議案ならびに1つの同意案件を提案させていただきましたが、皆様のご理解をいただき、全てがご承認をされました。

私も、平成21年11月10日から就任をさせていただいて、今日まで、今年8年目を既に迎えております。その中で、本会議がこのようにスムーズに短時間で終了するという事は今までなかったのかなというような思いをしておりますが、そんな中で、皆様のご理解で、本当に、今議会、スムーズに進行していただきました。大変ありがとうございます。

5日の開会日、一般質問ならびに2日目の6日の一般質問の中で、岡田議員ならびに宮寄議員から、中学校・小学校のトイレの改修問題、これの質問もいただきました。私も実は常々から、保護者からあのトイレ、何とかしてもらえんやろかというようなお話をずっと聞かされておりました。

なかなか財源も厳しい、そういう中で、たとえ1つでも、和式を洋式に変えていきたいなというような思いもしておりましたが、先ほども言いましたように、財政との兼ね合いから、延び延びというようなことになっておりました。しかし、今回そういうお話を本会議でいただき、かつ今年は皆様にご報告のとおり、来年4月から新中学生、1年、2年、3年には、ヘルメットを支給するというようなこともさせていただきました。今回、予算化しておりますが、そういうことで、子どもたちのやはり勉強に対する意欲を高める、そういう意味、そして安全・安心を守る、そういうことから、ヘルメットの予算についても、ふるさと納税を使わせてもらうというようなお話もさせていただきました。

一昨年、26年から、私の提案で、ふるさと納税をやっというふうなことで取り組みを始めまして、昨年は非常に多くの、全国から、ふるさと納税をしていただき、目標金額1億を突破するというようなことになりました。

27年度末で5,700万の基金の積み立てもしております。今年は、全国でかなりエスカレートして、競争になっておりまして、甲良町のふるさと納税は若干落ちるのかなというような懸念はあります。

しかし、来年度に向けて、新しい手を打って、またふるさと納税を再度盛り上げていきたいなというような計画も立てておりますが、その中で、28年度末においては、おそらく私の予想では、基金は8,000万を超えるであろうというように思っております。その基金をためるのではなくて、全国から、甲良町さん、こういう形で使ってくださいよと、善意でふるさと納税していただいている人に応えるためにも、しっかりと活用させていただこうというふうなことで、今回新年度予算においては、基金を教育に使っていただきたい、あるいは歴史文化の整備に使っていただきたい、そういう思いでしていただいた人に応えるためにも、トイレ改修、あるいは藤堂高虎ふるさと館含めた歴史文化の整備、そういうものに運用していこうというふうな、私なりに考えております。

そういう意味で、新年度においては、小・中学生の皆さんの、生まれたときから洋式しか使ったことのない人たちのためにも、改修を、若干なりとも増やしていき、せめてこの彦根・愛知・犬上、彦愛犬の平均レベルになるところまでは、何とかして持っていきたいなというふうな思いで、財政とこれから検討させていただきながら取り組んでいこうかなというふうにも思っております。

それと先ほど、西澤議員の方からも少し触れていただきました。11月29日に、公金着服については告訴をしました。今回の質問は、集中的に、その問題に質問もいただきました。皆さんの思いは、重々よく存じております。ただ、着服金額の、そういうことの件数、データ改ざんを含めて、数万件に及ぶというふうな中から、それを1つずつピックアップして、確実に着服したであろうということを確認するのは非常に至難のわざということになって、時間がかかっているということをご理解をいただきたいなど。しかし、我々も行政として、今やっ告訴にこぎつけた。けども、このまま終わるわけにはいかない。再度、刑事罰はしっかり受けてもらうために、全容解明して、町民の皆さんにもしっかりその説明もさせていただく、説明責任も果たしていくというふうな思いをしております。

12月6日に、議員6名の皆さんや、町民有志の皆さんから、3,113

筆の署名を私に届けていただきました。中味を見させていただいたら、甲良町の人以外に、町外・県外の人も、過半数の多くの方から署名をされております。東は東京、あるいは西は福岡。関東、中部、近畿、四国、中国、九州。全国津々浦々から署名が届いております。議員の皆さんも、遠いところまで署名のお願いに行かれたのか、署名する人が全国から集まっていたのか、それは定かではありませんが、いずれにしても、こうした全国的な署名によって、一日も早く解決してほしいという期待感からそういう署名が集まったのかなと思っておりますので、そうしたことを謙虚に受けとめて、しっかりとこれからも取り組み、一日も早い全容解明と解決に向けて頑張っていきたいということも、皆さんの前でお約束させていただいて、取り組んでいこうと思っておりますので、これからもよろしくご協力をお願いしたいと思えます。

いよいよ寒さも厳しくなってきました。今日は甲良町全体に、朝、霜で一面が真っ白というようなことでもございます。インフルエンザもはやっているらしいです。皆さんも、それぞれ議員の立場で、これからも議員活動をしっかり頑張ってください、そして健康にご留意をいただいて、新しい、来年はとり年でもあります。新年度を迎えられるよう、ともどもに頑張りたいと、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とします。大変ご苦勞さんでございました。

○木村議長 これをもって、平成28年12月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦勞さまでございました。

(午前9時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 田 中 章 浩